

議案第 1 2 号

令和 3 年度北広島市一般会計補正予算（第 1 6 号）

令和 3 年度北広島市の一般会計補正予算（第 1 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 7 , 3 0 0 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 , 8 7 1 , 8 3 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		9,179,292	37,300	9,216,592
	2 国庫補助金	5,940,726	37,300	5,978,026
歳入合計		31,834,535	37,300	31,871,835

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,970,625	37,300	12,007,925
	2 児童福祉費	4,178,922	37,300	4,216,222
歳 出	合 計	31,834,535	37,300	31,871,835

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育士等処遇改善臨時特例事業	37,300

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 1 6 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	9,179,292	37,300	9,216,592
歳入合計	31,834,535	37,300	31,871,835

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	2,431,237	37,300	2,468,537
計	5,940,726	37,300	5,978,026

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	37,300	保育士等処遇改善臨時特例交付金 37,300

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	11,970,625	37,300	12,007,925
歳出合計	31,834,535	37,300	31,871,835

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
37,300	0	0	0
37,300	0	0	0

歳出

3款 民生費

21項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 保育総務費	1,776,533	37,300	1,813,833	国庫支出金 37,300	0		
計	4,178,922	37,300	4,216,222	国庫支出金 37,300	0		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	400	保育士等処遇改善臨時特例事業	37,300
11 役務費	100	需用費	400
18 負担金補助 及び交付金	36,800	役務費	100
		負担金補助及び交付金	36,800
		補助金・助成金・賛助金	36,800

議案第13号

令和3年度北広島市一般会計補正予算（第17号）

令和3年度北広島市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,788,651千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,660,486千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		4,550,172	379,130	4,929,302
	1 地方交付税	4,550,172	379,130	4,929,302
16 国庫支出金		9,216,592	766,032	9,982,624
	1 国庫負担金	3,226,546	21,719	3,248,265
	2 国庫補助金	5,978,026	744,313	6,722,339
17 道支出金		2,012,979	16,222	2,029,201
	1 道負担金	1,573,208	16,222	1,589,430
18 財産収入		319,949	546,522	866,471
	2 財産売払収入	303,557	546,522	850,079
19 寄附金		1,004,733	9,429	1,014,162
	1 寄附金	1,004,733	9,429	1,014,162
20 繰入金		231,526	284	231,242
	1 基金繰入金	231,526	284	231,242
23 市債		3,538,000	1,071,600	4,609,600
	1 市債	3,538,000	1,071,600	4,609,600
歳入	合計	31,871,835	2,788,651	34,660,486

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,596,050	944,570	2,540,620
	1 総務管理費	666,943	888,822	1,555,765
	2 企画費	725,929	55,748	781,677
3 民生費		12,007,925	67,158	12,075,083
	1 社会福祉費	5,429,379	23,279	5,452,658
	2 児童福祉費	4,216,222	43,879	4,260,101
4 衛生費		1,951,203	6,999	1,958,202
	1 保健衛生費	1,006,103	6,999	1,013,102
6 商工労働費		1,434,900	9,156	1,444,056
	1 商工費	1,410,876	9,156	1,420,032
7 土木費		5,839,238	1,279,037	7,118,275
	2 道路橋梁費	4,580,736	1,256,070	5,836,806
	4 都市計画費	846,663	22,967	869,630
9 教育費		2,014,539	481,731	2,496,270
	1 教育総務費	502,276	40,500	542,776
	2 小学校費	227,979	425,490	653,469
	3 中学校費	183,592	9,798	193,390
	4 社会教育費	345,001	5,102	350,103
	5 保健体育費	755,691	841	756,532
歳 出	合 計	31,871,835	2,788,651	34,660,486

第2表 継続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 教育費	2 小学校費	大曲東小学校校舎 大規模改造事業	582,549	令和2年度	232,964	582,549	令和2年度	232,964
				令和3年度	139		令和3年度	332,567
				令和4年度	349,446		令和4年度	17,018

第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業	1,050
2 総務費	2 企画費	宅地耐震化推進事業	20,054
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(補助)	227,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業(ボールパーク関連)	1,350,970
8 消防費	1 消防費	消防水利整備事業	1,606
9 教育費	2 小学校費	小学校施設非構造部材耐震化事業	76,830
9 教育費	2 小学校費	小学校感染症対策事業	10,800
9 教育費	3 中学校費	中学校感染症対策事業	7,200

第4表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
議会会議録作成委託	令和3年度から 令和4年度まで 2年間以内	593
議会広報印刷製本委託	令和3年度から 令和4年度まで 2年間以内	385

第5表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別減収対策債	112,500	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
大曲東小学校校舎大規模改造事業債	232,400			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋梁長寿命化事業債	127,700	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	131,600	同左	同左	同左
市道整備事業債	1,421,800				2,090,800			
小学校施設非構造部材耐震化事業債	2,300				56,100			

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 1 7 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	4,550,172	379,130	4,929,302
16 国庫支出金	9,216,592	766,032	9,982,624
17 道支出金	2,012,979	16,222	2,029,201
18 財産収入	319,949	546,522	866,471
19 寄附金	1,004,733	9,429	1,014,162
20 繰入金	231,526	284	231,242
23 市債	3,538,000	1,071,600	4,609,600
歳入合計	31,871,835	2,788,651	34,660,486

歳入

12款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	4,550,172	379,130	4,929,302
計	4,550,172	379,130	4,929,302

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,226,546	21,719	3,248,265
計	3,226,546	21,719	3,248,265

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	84,391	10,000	94,391
4 土木費国庫補助金	1,682,298	587,000	2,269,298
5 教育費国庫補助金	45,216	132,313	177,529
7 地方創生臨時交付金	1,055,465	15,000	1,070,465
計	5,978,026	744,313	6,722,339

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,385,819	16,222	1,402,041
計	1,573,208	16,222	1,589,430

18款 財産収入

2項 財産売払収入

2 土地建物売払収入	22	546,522	546,544
計	303,557	546,522	850,079

19款 寄附金

1項 寄附金

1 一般寄附金	1,000,010	113,077	886,933
2 総務費寄附金	2,500	46,658	49,158

19 寄附金

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	379,130	普通交付税	379,130

2 児童福祉費負担金	21,719	施設型給付費等負担金	21,719

2 企画費補助金	10,000	宅地耐震化推進事業交付金（防災・安全交付金）	10,000
1 道路橋梁費補助金	587,000	市道整備事業交付金（社会資本整備総合交付金）	587,000
1 小学校費補助金	128,713	大曲東小学校校舎大規模改造事業補助金	100,000
		小学校施設非構造部材耐震化事業補助金	23,314
		学校保健特別対策事業費補助金	5,399
2 中学校費補助金	3,600	学校保健特別対策事業費補助金	3,600
1 地方創生臨時交付金	15,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15,000

2 児童福祉費負担金	16,222	施設型給付費等負担金	16,222

1 土地建物売払収入	546,522	市有地売払収入	546,522

1 一般寄附金	113,077	一般寄附金	113,077
1 企画費寄附金	35,049	地方創生応援税制寄附金	2,400

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費寄附金	1,000	11,327	12,327
4 教育費寄附金	923	42,523	43,446
6 土木費寄附金	300	21,998	22,298
計	1,004,733	9,429	1,014,162

20款 繰入金

1項 基金繰入金

11 学校教育振興基金繰入金	29,597	284	29,313
計	231,526	284	231,242

23款 市債

1項 市債

3 土木債	2,158,500	672,900	2,831,400
5 教育債	47,800	286,200	334,000
8 特別減収対策債	0	112,500	112,500
計	3,538,000	1,071,600	4,609,600

23 市債

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		北海道ボールパーク基金寄附金	32,649
2 総務管理費寄附金	11,609	地域振興基金寄附金	6,979
		施設営繕基金寄附金	4,630
1 社会福祉費寄附金	11,327	地域福祉基金寄附金	11,327
1 教育総務費寄附金	37,656	学校教育振興基金寄附金	37,656
2 社会教育費寄附金	4,867	生涯学習振興基金寄附金	4,867
2 都市計画費寄附金	21,998	緑のまちづくり基金寄附金	21,998

1 学校教育振興基金繰入金	284	学校教育振興基金とりくずし	284

1 道路橋梁債	672,900	市道整備事業債	669,000
		橋梁長寿命化事業債	3,900
1 小学校債	286,200	大曲東小学校校舎大規模改造事業債	232,400
		小学校施設非構造部材耐震化事業債	53,800
1 特別減収対策債	112,500	特別減収対策債	112,500

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1,596,050	944,570	2,540,620
3 民生費	12,007,925	67,158	12,075,083
4 衛生費	1,951,203	6,999	1,958,202
6 商工労働費	1,434,900	9,156	1,444,056
7 土木費	5,839,238	1,279,037	7,118,275
9 教育費	2,014,539	481,731	2,496,270
歳出合計	31,871,835	2,788,651	34,660,486

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10,900	0	44,258	889,412
37,941	0	11,327	17,890
6,200	0	0	799
0	0	0	9,156
587,000	672,900	21,998	2,861
140,213	286,200	42,239	13,079
782,254	959,100	119,822	927,475

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 財政管理費	34,821	887,772	922,593		0	寄附金 11,609	876,163
11 防災費	124,245	1,050	125,295	国庫支出金 900	0		150
計	666,943	888,822	1,555,765	国庫支出金 900	0	寄附金 11,609	876,313

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	442,520	35,694	478,214		0	寄附金 32,649	3,045
2 都市計画調査費	4,128	20,054	24,182	国庫支出金 10,000	0		10,054
計	725,929	55,748	781,677	国庫支出金 10,000	0	寄附金 32,649	13,099

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,460,560	23,279	1,483,839		0	寄附金 11,327	11,952
計	5,429,379	23,279	5,452,658		0	寄附金 11,327	11,952

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	755,404	600	756,004		0		600
2 保育総務費	1,813,833	43,279	1,857,112	国庫支出金 21,719 道支出金 16,222	0		5,338

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	887,772	財政管理経費 積立金	887,772 887,772
10 需用費	1,050	新型コロナウイルス感染症感染予防対策事業 需用費	1,050 1,050

24 積立金	35,694	企画振興経費 積立金	35,694 35,694
8 旅費	7	宅地耐震化推進事業 旅費	20,054 7
10 需用費	3	需用費	3
11 役務費	2	役務費	2
12 委託料	20,042	委託料 企画運営・作成等委託	20,042 20,042

24 積立金	11,975	福祉行政経費 積立金	11,975 11,975
27 繰出金	11,304	国民健康保険事業特別会計繰出金 繰出金	11,304 11,304

18 負担金補助 及び交付金	600	子ども未来応援事業 負担金補助及び交付金 扶助費的性格なもの	600 600 600
19 扶助費	43,279	教育・保育施設給付事業 扶助費 広域入所児童委託事業 扶助費	35,880 35,880 7,399 7,399

3 民生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
計	4,216,222	43,879	4,260,101	国庫支出金 21,719 道支出金 16,222	0		5,938

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	152,754	6,999	159,753	国庫支出金 6,200	0		799
計	1,006,103	6,999	1,013,102	国庫支出金 6,200	0		799

6款 商工労働費

1項 商工費

1 商業振興費	1,369,153	9,156	1,378,309		0		9,156
計	1,410,876	9,156	1,420,032		0		9,156

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	818,884	0	818,884		3,900		3,900
3 道路新設改良費	2,942,544	1,256,070	4,198,614	国庫支出金 587,000	669,000		70
計	4,580,736	1,256,070	5,836,806	国庫支出金 587,000	672,900		3,830

7款 土木費

4項 都市計画費

2 緑化推進費	8,450	22,967	31,417		0	寄附金 21,998	969
計	846,663	22,967	869,630		0	寄附金 21,998	969

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

18 負担金補助 及び交付金	6,999	救急医療推進事業 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	6,999 6,999

18 負担金補助 及び交付金	9,156	中小企業者等融資事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	9,156 9,156

		橋梁長寿命化事業 財源更正	
14 工事請負費	1,076,070	市道整備事業（補助）	95,000
18 負担金補助 及び交付金	180,000	工事請負費 市道整備事業（ボールパーク関連） 工事請負費 負担金補助及び交付金 資本形成的性格なもの	95,000 1,161,070 981,070 180,000 180,000

24 積立金	22,967	緑化推進事業 積立金	22,967 22,967

7 土木費

9款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 教育振興費	438,177	40,500	478,677		0	寄附金 37,656	2,844
計	502,276	40,500	542,776		0	寄附金 37,656	2,844

9款 教育費

2項 小学校費

1 学校管理費	145,213	425,490	570,703	国庫支出金 133,513	286,200	繰入金 284	6,061
計	227,979	425,490	653,469	国庫支出金 133,513	286,200	繰入金 284	6,061

9款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	105,883	9,798	115,681	国庫支出金 6,700	0		3,098
計	183,592	9,798	193,390	国庫支出金 6,700	0		3,098

9款 教育費

4項 社会教育費

1 社会教育総務費	15,241	5,102	20,343		0	寄附金 4,867	235
計	345,001	5,102	350,103		0	寄附金 4,867	235

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	40,500	教育振興経費 積立金	40,500 40,500

10 需用費	16,232	小学校管理経費	5,432
12 委託料	6,458	需用費	5,432
14 工事請負費	402,800	大曲東小学校校舎大規模改造事業	332,428
		委託料	4,928
		調査・設計・監理等委託	4,928
		工事請負費	327,500
		小学校施設非構造部材耐震化事業	76,830
		委託料	1,530
		調査・設計・監理等委託	1,530
		工事請負費	75,300
		小学校感染症対策事業	10,800
		需用費	10,800

10 需用費	9,798	中学校管理経費	2,598
		需用費	2,598
		中学校感染症対策事業	7,200
		需用費	7,200

24 積立金	5,102	社会教育経費 積立金	5,102 5,102

9 教育費

9款 教育費

51項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 小学校給食 運営費	298,651	841	299,492		0		841
計	755,691	841	756,532		0		841

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	841	小学校給食運営経費 需用費 841

継続費に関する調書

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出額 (見込)	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する率 (%)
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源			一般財源						
					国道支出金	地方債	その他							
9	2	大曲東小学校 小学校校舎大規模改造事業	令和											
			2	232,964	73,771	159,100	0	93		232,964		232,964		40.0
			3	332,567	100,000	232,400	139	28			332,567	332,567		57.1
			4	17,018	0	12,700	4,318	0					17,018	2.9
			計	582,549	173,771	404,200	4,457	121	0	232,964	332,567	565,531	17,018	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国(道)支出金	地方債	その他	
議会会議録作成委託	593	-	-	令和3 ~ 令和4	593				593
議会広報印刷製本委託	385	-	-	令和3 ~ 令和4	385				385

地方債の令和元年度末及び令和2年度末における現在高
並びに令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高	令和3年度中増減見込		令和3年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	18,311,572	18,681,462	4,745,600	1,448,093	21,978,969
(1) 総務債	5,278,830	5,050,451	70,700	333,547	4,787,604
うち庁舎	3,407,216	3,351,842	0	145,308	3,206,534
(2) 民生債	405,923	367,286	0	39,072	328,214
(3) 衛生債	1,757,914	1,612,677	95,400	151,164	1,556,913
(4) 農林水産業債	49,641	55,025	0	8,205	46,820
(5) 商工労働債	73,320	58,900	0	14,420	44,480
(6) 土木債	6,849,393	7,762,921	4,006,500	404,593	11,364,828
うち道路橋梁	3,579,054	4,066,047	1,824,300	200,248	5,690,099
うち公園	772,282	900,920	161,100	38,659	1,023,361
うち街路	229,509	530,495	1,693,100	27,126	2,196,469
うち区画整理	0	0	0	0	0
うち公営住宅	2,154,856	2,076,697	0	107,436	1,969,261
(7) 消防債	404,366	420,076	32,800	66,306	386,570
(8) 教育債	3,022,777	3,030,984	540,200	302,562	3,268,622
うち学校	2,227,641	2,281,760	495,700	242,485	2,534,975
(9) 市場公募債借換債	469,408	323,142	0	128,224	194,918
2 災害復旧債	335,268	753,929	185,300	6,924	932,305
3 その他	11,078,850	11,079,827	1,123,000	893,340	11,309,487
(1) 減税補填債等	212,616	323,845	112,500	31,742	404,603
(2) 臨時財政対策債	10,866,234	10,755,982	1,010,500	861,598	10,904,884
合 計	29,725,690	30,515,218	6,053,900	2,348,357	34,220,761

令和3年度起債借入見込額は、令和2年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第 1 4 号

令和 3 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 5 , 9 7 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 , 5 8 0 , 7 3 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

北広島市長 上 野 正 三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		927,372	13,196	914,176
	1 一般被保険者国民健康保険税	927,304	13,196	914,108
2 道支出金		4,874,179	81,253	4,955,432
	1 道負担金	4,874,179	81,253	4,955,432
3 繰入金		590,582	0	590,582
	1 他会計繰入金	538,291	11,304	549,595
	2 基金繰入金	52,291	11,304	40,987
9 国庫支出金		0	7,918	7,918
	1 国庫補助金	0	7,918	7,918
歳入合計		6,504,761	75,975	6,580,736

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,779,083	75,975	4,855,058
	1 療養諸費	4,101,601	75,975	4,177,576
3 国民健康保険事業 費納付金		1,490,796	0	1,490,796
	1 医療給付費分	1,105,733	0	1,105,733
	2 後期高齢者支援金 等分	307,997	0	307,997
	3 介護納付金分	77,066	0	77,066
歳 出	合 計	6,504,761	75,975	6,580,736

令和 3 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	927,372	13,196	914,176
2 道支出金	4,874,179	81,253	4,955,432
3 繰入金	590,582	0	590,582
9 国庫支出金	0	7,918	7,918
歳入合計	6,504,761	75,975	6,580,736

歳入

1款 国民健康保険税

1項 一般被保険者国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	927,304	13,196	914,108
計	927,304	13,196	914,108

2款 道支出金

1項 道負担金

1 保険給付費等交付金	4,874,179	81,253	4,955,432
計	4,874,179	81,253	4,955,432

3款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	538,291	11,304	549,595
計	538,291	11,304	549,595

3款 繰入金

2項 基金繰入金

1 国民健康保険事業財政調整基金繰入金	52,291	11,304	40,987
計	52,291	11,304	40,987

9款 国庫支出金

1項 国庫補助金

1 国庫補助金	0	7,918	7,918
計	0	7,918	7,918

9 国庫支出金

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 医療給付費分 現年課税分	8,854	現年度分	8,854
3 後期高齢者支 援金分現年課 税分	2,919	現年度分	2,919
5 介護納付金分 現年課税分	1,423	現年度分	1,423

1 普通交付金	75,975	普通交付金	75,975
2 特別交付金	5,278	特別調整交付金分	5,278

1 一般会計繰入 金	11,304	一般会計繰入金	11,304

1 国民健康保険 事業財政調整 基金繰入金	11,304	国民健康保険事業財政調整基金とりくずし	11,304

1 災害等臨時特 例補助金	7,918	新型コロナウイルス感染症対応分	7,918

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	4,779,083	75,975	4,855,058
3 国民健康保険事業費納付金	1,490,796	0	1,490,796
歳出合計	6,504,761	75,975	6,580,736

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
75,975	0	0	0
13,196	0	0	13,196
89,171	0	0	13,196

歳出

2款 保険給付費

1項 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 療養給付費	4,060,212	75,975	4,136,187	道支出金 75,975	0		
計	4,101,601	75,975	4,177,576	道支出金 75,975	0		

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費分	1,104,108	0	1,104,108	国庫支出金 5,313 道支出金 3,541	0	繰入金 0	8,854
計	1,105,733	0	1,105,733	国庫支出金 5,313 道支出金 3,541	0	繰入金 0	8,854

3款 国民健康保険事業費納付金

2項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	307,997	0	307,997	国庫支出金 1,751 道支出金 1,168	0	繰入金 0	2,919
計	307,997	0	307,997	国庫支出金 1,751 道支出金 1,168	0	繰入金 0	2,919

3款 国民健康保険事業費納付金

3項 介護納付金分

1 介護納付金分	77,066	0	77,066	国庫支出金 854 道支出金 569	0		1,423
計	77,066	0	77,066	国庫支出金 854 道支出金 569	0		1,423

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	75,975	療養給付費 負担金補助及び交付金 医療費関連	75,975 75,975 75,975

		一般被保険者医療給付費分 財源更正	

		一般被保険者後期高齢者支援金等分 財源更正	

		介護納付金分 財源更正	

3 国民健康保険事業費納付金

議案第15号

令和4年度北広島市一般会計予算

令和4年度北広島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,021,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等、共済費及び災害補償費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,840,533
	1 市民税	3,101,336
	2 固定資産税	3,564,051
	3 軽自動車税	148,625
	4 市たばこ税	396,935
	5 入湯税	21,718
	6 都市計画税	607,868
2 地方譲与税		221,900
	1 地方揮発油譲与税	49,000
	2 自動車重量譲与税	164,000
	3 森林環境譲与税	8,900
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		17,000
	1 配当割交付金	17,000
5 株式等譲渡所得割交付金		23,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	23,000
6 法人事業税交付金		146,000
	1 法人事業税交付金	146,000
7 地方消費税交付金		1,750,000
	1 地方消費税交付金	1,750,000
8 ゴルフ場利用税交付金		180,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	180,000
9 環境性能割交付金		20,000
	1 環境性能割交付金	20,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,400
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,400
11 地方特例交付金		63,000
	1 地方特例交付金	63,000
12 地方交付税		4,675,000
	1 地方交付税	4,675,000
13 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
14 分担金及び負担金		73,952
	1 負担金	73,952
15 使用料及び手数料		424,481
	1 使用料	203,746

(単位：千円)

款	項	金額
	2 手数料	220,735
16 国庫支出金		5,712,084
	1 国庫負担金	3,207,329
	2 国庫補助金	2,491,473
	3 委託金	13,282
17 道支出金		1,782,156
	1 道負担金	1,392,813
	2 道補助金	263,508
	3 委託金	125,835
18 財産収入		324,867
	1 財産運用収入	15,289
	2 財産売却収入	309,578
19 寄附金		1,000,000
	1 寄附金	1,000,000
20 繰入金		531,851
	1 基金繰入金	531,851
21 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
22 諸収入		593,441
	1 延滞金加算金及び過料	23,810
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	274,706
	4 受託事業収入	86,858
	5 雑入	208,066
23 市債		2,521,900
	1 市債	2,521,900
歳入	合計	28,021,565

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		182,296
	1 議会費	182,296
2 総務費		2,341,482
	1 総務管理費	1,453,398
	2 企画費	716,181
	3 徴税費	95,481
	4 戸籍住民基本台帳費	42,129
	5 選挙費	26,729
	6 統計調査費	3,668
	7 監査委員費	3,896
3 民生費		9,953,347
	1 社会福祉費	4,067,038
	2 児童福祉費	3,495,690
	3 医療給付費	1,346,897
	4 生活保護費	1,043,722
4 衛生費		2,099,197
	1 保健衛生費	455,363
	2 清掃費	1,643,834
5 農林水産業費		81,267
	1 農業費	68,380
	2 林業費	12,887
6 商工労働費		378,981
	1 商工費	361,976
	2 労働費	17,005
7 土木費		4,520,388
	1 土木管理費	460,491
	2 道路橋梁費	2,984,817
	3 河川費	4,948
	4 都市計画費	1,055,112
	5 住宅費	15,020
8 消防費		128,218
	1 消防費	128,218
9 教育費		1,900,237
	1 教育総務費	330,110
	2 小学校費	301,393
	3 中学校費	235,354
	4 社会教育費	339,897
	5 保健体育費	693,483
10 災害復旧費		4,560

(単位：千円)

款	項	金額
	1 その他公共施設・公用施設災害復旧費	4,560
11 公債費		2,528,372
	1 公債費	2,528,372
12 諸支出金		57,861
	1 公営企業費	57,861
13 職員費		3,795,359
	1 職員費	3,795,359
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	28,021,565

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	防災食育センター整備 事業	3,485,960	令和4年度	816,940
				令和5年度	2,668,892
				令和6年度	128

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事	項	期	間	限度額
議会会議録作成委託		令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内		2,711
議会広報印刷製本委託		令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内		1,763
自動車借上経費（総務課）		令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内		2,906
除雪車借上経費（総務課）		令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内		1,106
消防バックアップサーバ更新経費		令和4年度から 令和8年度まで 5年間以内		5,914
複合機更新経費		令和4年度から 令和9年度まで 6年間以内		26,886
イントラ系認証基盤システム借上経費		令和4年度から 令和9年度まで 6年間以内		14,445
統合仮想化基盤借上経費		令和4年度から 令和9年度まで 6年間以内		84,040
派遣職員住宅借上経費		令和4年度から 令和6年度まで 3年間以内		4,558
自動車借上経費（子ども発達支援センター）		令和4年度から 令和6年度まで 3年間以内		599

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費（福祉課）	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	1,056
自動車借上経費（健康推進課）	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	594
指定ごみ袋作製業務委託	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	47,494
市道維持及び除雪委託	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	753,852
消防活動用資機材整備経費	令和4年度から 令和8年度まで 5年間以内	713
札幌圏消防通信指令共同整備経費	令和4年度から 令和8年度まで 5年間以内	578,392
中学校屋体放送設備更新経費	令和4年度から 令和8年度まで 5年間以内	1,771
小学校校務用コンピュータ更新経費	令和4年度から 令和8年度まで 5年間以内	46,037
文化施設監視カメラ借上経費	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	114
自動車借上経費（文化課）	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	560

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災食育センター整備事業債	152,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
コミュニティ施設改修事業債	5,100			
エルフィンパーク施設整備事業債	3,600			
保育所等整備事業債	10,600			
ごみ処理広域化事業債	379,800			
最終処分場かさ上げ事業債	24,700			
市道整備事業債	544,300			
環境低負荷型道路照明設置事業債	20,000			
輪厚三島線道路改築事業債	4,700			
生活道路整備事業債	56,600			
舗装補修事業債	72,900			
橋梁長寿命化事業債	116,200			
市道交差点補修事業債	15,400			
東西連絡橋施設改修事業債	37,500			
都市公園整備事業債	221,500			
中の沢川浚渫事業債	1,500			
大曲川護岸改修事業債	1,300			
輪厚川護岸改修事業債	1,300			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木事務所移転整備事業債	326,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
公営住宅長寿命化事業債	2,400			
消防水利整備事業債	11,000			
小学校放送設備整備事業債	2,500			
大曲東小学校校舎大規模改造事業債	12,700			
西の里小学校校舎防音機能復旧事業債	15,400			
緑陽中学校内部設備改修事業債	2,300			
西の里中学校校舎防音機能復旧事業債	20,200			
臨時財政対策債	460,000			
合 計	2,521,900			

議案第16号

令和4年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度北広島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,548,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次に掲げる経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での当該経費の各項の間の流用とする。

(1) 総務費の各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費

(2) 保険給付費の各項に計上した経費

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		947,505
	1 一般被保険者国民健康保険税	947,179
	2 退職被保険者等国民健康保険税	326
2 道支出金		5,004,675
	1 道負担金	5,004,675
3 繰入金		560,822
	1 他会計繰入金	517,637
	2 基金繰入金	43,185
4 諸収入		35,885
	1 延滞金加算金及び過料	25,390
	2 雑入	10,495
5 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	6,548,918

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		47,310
	1 総務管理費	38,993
	2 徴税費	8,317
2 保険給付費		4,909,584
	1 療養諸費	4,224,710
	2 高額療養費	670,840
	3 出産育児諸費	10,506
	4 葬祭諸費	3,000
	5 傷病手当金	528
3 国民健康保険事業費納付金		1,501,984
	1 医療給付費分	1,111,237
	2 後期高齢者支援金等分	312,496
	3 介護納付金分	78,251
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		82,753
	1 保健事業費	82,753
6 基金積立金		286
	1 基金積立金	286
7 諸支出金		4,000
	1 償還金及び還付加算金	4,000
8 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出	合 計	6,548,918

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費（税務課）	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	594
自動車借上経費（健康推進課）	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	594

議案第17号

令和4年度北広島市霊園事業特別会計予算

令和4年度北広島市の霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,551千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		32,931
	1 使用料	32,931
2 財産収入		55
	1 財産運用収入	55
3 繰入金		41,565
	1 基金繰入金	41,565
歳入	合計	74,551

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 霊園事業費		67,313
	1 霊園事業費	67,313
2 公債費		6,938
	1 公債費	6,938
3 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	74,551

議案第18号

令和4年度北広島市介護保険特別会計予算

令和4年度北広島市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,956,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内の当該経費の各項の間の流用とする。

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		1,112,016
	1 介護保険料	1,112,016
2 国庫支出金		1,098,373
	1 国庫負担金	820,053
	2 国庫補助金	278,320
3 支払基金交付金		1,276,044
	1 支払基金交付金	1,276,044
4 道支出金		701,632
	1 道負担金	649,364
	2 道補助金	52,268
5 財産収入		283
	1 財産運用収入	283
6 繰入金		768,007
	1 一般会計繰入金	766,611
	2 基金繰入金	1,396
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		122
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	121
歳入	合計	4,956,478

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		72,279
	1 総務管理費	17,994
	2 賦課徴収費	4,980
	3 介護認定費	49,305
2 保険給付費		4,521,335
	1 保険給付費	4,521,335
3 地域支援事業費		359,580
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	170,560
	2 一般介護予防事業費	34,256
	3 包括的支援事業費	106,766
	4 任意事業費	47,998
4 基金積立金		284
	1 基金積立金	284
5 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
6 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	4,956,478

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
自動車借上経費（高齢者支援課）	令和4年度から 令和5年度まで 2年間以内	1,300

議案第19号

令和4年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度北広島市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,080,048千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		851,295
	1 後期高齢者医療保険料	851,295
2 繰入金		226,493
	1 一般会計繰入金	226,493
3 諸収入		2,259
	1 償還金及び還付加算金	700
	2 雑入	1,537
	3 延滞金、加算金及び過料	22
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	1,080,048

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		9,156
	1 総務管理費	5,780
	2 徴収費	3,376
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,069,192
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,069,192
3 諸支出金		700
	1 償還金及び還付加算金	700
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,080,048

議案第20号

令和4年度北広島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北広島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	23,514 件
(2) 年間総給水量	6,106,000 m ³
(3) 1日平均給水量	16,730 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水施設改良費	401,575 千円
イ ボールパーク整備費	77,759 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,417,891 千円
第1項 営業収益		1,300,040 千円
第2項 営業外収益		117,841 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,365,317 千円
第1項 営業費用		1,337,232 千円
第2項 営業外費用		22,785 千円
第3項 特別損失		300 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 269,303 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,450 千円、過年度分損益勘定留保資金 126,853 千円、減債積立金 50,000 千円及び建設改良積立金 50,000 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		470,780 千円
第1項 企業債		420,500 千円
第2項 国庫補助金		2,502 千円
第3項 工事負担金		15,653 千円

第4項	その他負担金	715千円
第5項	固定資産売却代金	31,410千円

支 出

第1款	資本的支出	740,083千円
第1項	建設改良費	518,747千円
第2項	固定資産購入費	110,326千円
第3項	企業債償還金	109,183千円
第4項	返還金	1,827千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道施設維持管理業務委託	令和4年度から令和9年度まで	402,072千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	420,500千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

129,521 千円

(他会計からの補助金等)

第10条 水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、552 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,476 千円と定める。

(重要な資産の処分)

第12条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種類	所在地	数量	処分の態様
土地	北広島市青葉町4丁目58番	15,067 m ²	売払い

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三

議案第21号

令和4年度北広島市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度北広島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	7,440,000 m ³
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠整備費	148,298 千円
イ 処理場整備費	142,572 千円
ウ ポンプ場整備費	12,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		2,231,728 千円
第1項	営業収益		1,323,935 千円
第2項	営業外収益		907,793 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		2,138,491 千円
第1項	営業費用		2,035,988 千円
第2項	営業外費用		97,203 千円
第3項	特別損失		300 千円
第4項	予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,010 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,373 千円、過年度分損益勘定留保資金 159,213 千円及び当年度分損益勘定留保資金 399,424 千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		375,814 千円
第1項	企業債		255,300 千円
第2項	国庫補助金		52,806 千円
第3項	他会計出資金		63,846 千円
第4項	分担金及び負担金		3,862 千円

支 出

第1款	資本的支出	957,824千円
第1項	建設改良費	339,206千円
第2項	固定資産購入費	11,665千円
第3項	企業債償還金	606,101千円
第4項	長期貸付金	500千円
第5項	返還金	352千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道管路用地使用料	令和4年度から令和8年度まで	350千円
下水道管路用地借上経費	令和4年度から当該下水道管の用途廃止年度まで	必要とする当該年度の予算で措置する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 下水道事業債 (特別措置分)	255,300千円	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	起債の日から40年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

107,278 千円

(他会計からの補助金等)

第10条 下水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、521,000 千円である。

令和4年2月14日提出

北広島市長 上野正三